

公共随契による貸付結果一覧表（令和6年12月契約分）

| 整理番号 | 所在地 | 現況地目 | 面積 (平方メートル) | 契約年月日 | 年額貸付料 (円) | 契約期間 | 契約相手方 | 法人番号 | 用途 | 減額貸付の有無 | 定期借地権の設定の有無 | 価格形成上の減価要因 | 備考 |
|------|---|------|----------------|------------|--------------|-----------------------|------------------------|---------------|-----------|---------|-------------|------------|---------------|
| 1 | 青森県上北郡七戸町大字天間館字東天間館国有林1408林班ろ1小班外（三八上北森林管理署管内） | 山林 | 4,282 | 令和6年12月4日 | — | 令和6年12月4日～令和8年3月31日 | 七戸町 | 6000020024023 | 水道施設敷 | - | - | - | 契約面積変更に伴う変更契約 |
| 2 | 青森県三戸郡田子町大字関字南来満山国有林543林班と小班内（三八上北森林管理署管内） | 山林 | 576 | 令和6年12月11日 | — | 令和6年12月11日～令和11年3月31日 | 田子町 | 2000020024431 | 遊歩道敷 | - | - | - | 無償貸付 |
| 3 | 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字尾駸第三国有林1142林班い小班外（三八上北森林管理署管内） | 山林 | 47,819 | 令和6年12月12日 | 637,016 | 令和6年12月12日～令和30年3月31日 | 東北電力ネットワーク株式会社青森支社 | 7370001044201 | 特別高圧送電線路敷 | - | - | - | 契約面積変更に伴う変更契約 |
| 4 | 青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林707林班へ小班外（津軽森林管理署管内） | 山林 | 11,802 | 令和6年12月11日 | 1,316,565 | 令和6年12月11日～令和25年3月31日 | 東北電力ネットワーク株式会社青森支社 | 7370001044201 | 特別高圧送電線路敷 | - | - | - | 契約面積変更に伴う変更契約 |
| 5 | 青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山国有林717林班い小班外（津軽森林管理署管内） | 山林 | 110,431 | 令和6年12月11日 | 1,437,138 | 令和6年12月11日～令和12年3月31日 | 東北電力ネットワーク株式会社青森支社 | 7370001044201 | 特別高圧送電線路敷 | - | - | - | 契約面積変更に伴う変更契約 |
| 6 | 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林2039林班た3小班内（津軽森林管理署管内） | 山林 | 144 | 令和6年12月6日 | — | 令和6年12月6日～令和11年3月31日 | 鰺ヶ沢町 | 8000020023213 | 道路敷 | - | - | - | 無償貸付 |
| 7 | 岩手県岩手郡雫石町長山岩手山7番162（盛岡森林管理署管内） | 山林 | 1本 | 令和6年12月5日 | 3,440 | 令和6年12月5日～令和36年3月31日 | 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター | 7370001044201 | 高圧電線路敷 | - | - | - | |
| 8 | 岩手県岩手郡岩手町大字子抱子抱国有林1019林班な小班内（盛岡森林管理署管内） | 山林 | 412 | 令和6年12月25日 | — | 令和6年12月25日～令和8年3月31日 | 岩手町 | 7000020033031 | 道路敷 | - | - | - | 無償貸付 |

- 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
- 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
- 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
- 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合